

令和5年度税制改正の大綱（抜粋）

令和4年12月23日
閣議決定

I 令和5年度税制改正

四 消費課税

3 車体課税の見直し

(国 税)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の措置を講ずる。

- (1) 令和5年12月31日まで、現行制度を継続する。
- (2) その上で、次の見直しを行った上、その適用期限を令和8年4月30日まで延長する。

① 乗用自動車（経由自動車を除く）

イ 自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	現行と同じ。	令和12年度燃費基準を達成しているもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

ロ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

ハ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、次に掲げるものとする。

(イ) 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上である自動車であって令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

(ロ) 令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 125%以上である自動車であって令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

② 乗用自動車（経由自動車を除く）

イ 平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車で、現行、自動車重量税を免除するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を 50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を上記①イと同様とする。

ロ 平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）で、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

ハ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、上記①ハ（イ）及び（ロ）に掲げるものとする。

③ トラック（車両総重量が 2.5 t 以下の揮発油自動車に限る。）

平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車について、自動車重量税を免除し、又は税率を 75%、50%若しくは 25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和 6 年 1 月 1 日以後
平成 27 年度燃費基準に対する達成の程度が 125%以上であるもの	令和 4 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上であるもの

平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの

④ バス（車両総重量が3.5t以下の軽油自動車に限る。）

本措置の適用対象となる自動車の範囲から、平成21年排出ガス規制に適合するものを除外する。

⑤ トラック（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

イ 揮発油自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成30年排出ガス規制に適合するものについて、自動車重量税を免除し、又は税率を75%若しくは50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現行	令和6年1月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの

ロ 揮発油自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、自動車重量税の税率を75%又は50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現行	令和6年1月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素

酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和4年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成21年排出ガス規制に適合するものを除外する。

⑥ バス・トラック（車両総重量が3.5tを超えるものに限る。）

イ 現行、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を、令和6年1月1日から令和7年4月30日までの間、50%とし、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を、令和6年1月1日から令和7年4月30日までの間、25%とし、同年5月1日以後は、本措置の適用対象となる自動車の範囲から、税率を25%軽減する自動車を除外する。

ロ 自動車重量税を免除し、又は税率を50%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	現行と同じ。	令和7年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの (再掲)	令和7年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

(3) 自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置について、次の見直しを行う。

① 自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車重量税の額は、当該納付不足額に35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

② 上記①の自動車製作者等が納付した自動車重量税の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記（(1)及び(2)の適用期限の延長を除く。）の改正は、令和6年1月1日から施行する。

(地方税)

〈自動車税環境性能割〉

(1) 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率）の適用区分について、次の見直し

を行う。

① 自家用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	同左	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)

② 営業用乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が65%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)

令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	同左	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)
--	----	--

③ バス（車両総重量が3.5t以下のガソリン自動車及び軽油自動車で、令和6年1月1日以後に取得したものに限る。）

イ ガソリン自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに適用する環境性能割の税率は、次のとおりとする。

(イ) 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上である自動車について、非課税とする。

(ロ) 令和2年度燃費基準を達成している自動車（(イ)に掲げるものを除く。）について、税率を1%とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる自動車以外の自動車について、税率を3%とする。

ロ ガソリン自動車のうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合するものに適用する環境性能割の税率は、次のとおりとする。

(イ) 令和2年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上である自動車について、非課税とする

(ロ) 令和2年度燃費基準をに対する達成の程度が105%以上である自動車（(イ)に掲げるものを除く。）について、税率を1%とする。

(ハ) 令和2年度燃費基準を達成している自動車（(イ)及び(ロ)に掲げるものを除く。）について、税率を2%とする。

(ニ) (イ)及び(ハ)までに掲げる自動車以外の自動車について、税率を3%とする。

④ トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現行	令和6年1月1日以後
----	------------

平成27年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

- ⑤ トラック（車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの）
燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	—

- ⑥ バス・トラック（車両総重量が3.5tを超えるもの）
燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和7年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるもの	令和7年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準を達成しているもの	平成27年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの	令和7年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した軽油自動車（乗用車に限る。）のうち、平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であり、か

つ、令和2年度燃費基準を達成しているものに係る環境性能割を非課税とする措置の適用期限を9月延長する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税種別割〉

(4) 種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 営業用乗用車（ガソリン自動車、石油ガス自動車又は軽油自動車に限る。）

イ グリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

(イ) 税率を概ね100分の75軽減する措置の適用期限を3年延長する。

(ロ) 税率を概ね100分の50軽減する措置の適用期限を2年延長する。

ロ 現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を3年延長する。

② ①以外の自動車

現行のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）の適用期限を3年延長する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(6) 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率（営業用軽自動車にあっては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による2%の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 乗用車

燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）

令和12年度燃費基準に対する達成の程度が55%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)
--------------------------------	--	--

- ② トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）
燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	令和6年1月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

- (7) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

- (8) 種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

- ① 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）

現行のグリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

- イ 税率を概ね100分の50軽減する措置の適用期限を3年延長する。
ロ 税率を概ね100分の25軽減する措置の適用期限を2年延長する。

- ② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を3年延長する。

- (9) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税・軽自動車税〉

- (10) 自動車税及び軽自動車税の賦課徴収の特例措置について、次の見直しを行う。

- ① 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車税環境性能割等の額は、当該納付不足額に35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- ② ①の自動車製作者等が納付した自動車税環境性能割等の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に取得された自動車等に対して課する環境性能割並びに令和5年度分の令和6年1月1日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和6年度以後の年度分の種別割について適用する。

4 租税特別措置等

(国 税)

[新設]

(8) 車両安定性制御装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、次の措置を講ずる。

① 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。②において同じ。）のうち、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）を装備したものについて、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する。

② バス等又は車両総重量が3.5 tを超えるトラックのうち、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したもの（①に該当するものを除く。）について、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する。

(地方税)

[拡充・延長]

〈自動車税環境性能割〉

(1) 側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置（左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。②において同じ。）及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置で、歩行者検知機能付きのものをいう。③において同じ。）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から350万円を控除する。

② 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で側方衝突警報装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から175万円を控除する。

- ③ バス等及び車両総重量が3.5tを超えるトラック（トレーラーを除く。）で歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から175万円を控除する。
- (2) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (3) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(3) 経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。IPCCによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においてはさらに増加すると予測されている。持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現に係る利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

(4) 車体課税

約550万人の雇用を創出するなど日本経済の「基幹産業」である自動車産業は、グローバルでの熾烈な競争環境の下で、CASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。具体的には、電気自動車の普及や内燃機関自動車に対する規制強化にみられる脱炭素の要請への対応、保有から利用への移行、ネットワーク接続された自動車を中心とした自動運転技術の登場といった動きが挙げられる。こうした動きは自動車産業に変質を迫ると同時に、より多様な産業を自動車産業に関連付けていくことが想定される。こうした関連産業を含めた「モビリティ産業」が社会課題の解決に貢献するとともに、引き続き日本経済を牽引する存在であり続けられるよう、「モビリティ産業」の

発展に向けた青写真を描き上げ、その中で自動車産業のあるべき姿を再定義した上で、官民の総力を結集し、この大変革への対応に臨むべきである。

税制についても、更なる電動化をはじめとするこれらの変革に向けた自動車産業の対応を後押しするとともに、「モビリティ産業」の広がりをつまえたものとしていくため、抜本的な見直しに向けた第一歩を踏み出す必要がある。加えて、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、多様な選択肢の下、将来の合成燃料の内燃機関への活用も見据え、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の普及と競争力強化に引き続き取り組むべきである。

これらの観点に留意しつつ、以下の見直しを行う。

自動車重量税のエコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を令和5年12月末まで維持する。その上で、令和6年1月からは、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直し、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長する。その際、令和7年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものである。令和4年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、エコカー減税と同様に、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで維持する。その上で、環境性能割の税率区分を、2030年の次世代自動車に関する政府目標や2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直す。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは3年後とする。

エコカー減税及び環境性能割におけるクリーンディーゼル車の取扱いについても、令和5年12月末までは現行制度を維持し、令和6年1月以降はガソリン車と同等に取り扱うこととする。

自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年延長する。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、令和12年度燃費基準に基

づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

令和4年3月以降発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為は、エコカー減税等の環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、税制上の再発抑止策を強化する。

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

(略)

※ 令和5年度税制改正の大綱「四 消費課税」(前述)を参照

第三 検討事項

- 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

自動車関係諸税の見直し(エコカー減税等の延長・見直し)

○トラック・バス・タクシーについて「営自格差」を堅持した上で、エコカー減税等について、令和5年末まで現行措置を据え置きつつ、電気自動車等以外の技術開発にも配慮した形で、燃費基準の引き上げ等の見直しを3年間で段階的に行う。

	重量車(トラック・バス)				乗用車(自家用・タクシー)														
エコカー減税 (自動車重量税)	適用期間※1		平成27年度燃費基準			電気自動車等※2		令和12年度燃費基準											
			105%	110%	115%	免税※3		60%	70%	75%	80%	90%	100%	120%	125%	電気自動車等※2			
	①		▲50%	▲75%		免税※3		▲25%		▲50%		免税		免税※3					
②		▲25%	▲50%		免税※3		対象外		▲25%		▲50%		免税		免税※3				
③		▲50%		免税	免税※3		対象外		本則税率		▲25%		▲50%		免税		免税※3		
グリーン化特例 (自動車税・軽自動車税)	適用期間※1		電気自動車等※2			【自動車税】適用期間※1								電気自動車等※2	※4 軽自動車税の場合は、 ▲50%を▲25%に、 ▲75%を▲50%に読み替える。				
	①②③		▲75%			70%		80%		90%		▲75%							
環境性能割 (自動車税・軽自動車税)	適用期間※1		平成27年度燃費基準					電気自動車等※2		令和12年度燃費基準								電気自動車等※2	
			未達成	100%	105%	110%	115%	非課税		60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	電気自動車等※2	
	①	自営	3%	2%	1%		非課税		2%		1%		非課税						
	②	自営	3%	2%	1%		非課税		1%		0.5%		非課税						
③	自営	2%	1%	0.5%		非課税		3%		2%		1%		非課税					
適用期間※1		令和7年度燃費基準					電気自動車等※2		令和12年度燃費基準								電気自動車等※2		
		95%未満	95%	100%	105%		非課税		60%	65%	70%	75%	80%	85%	非課税				
③	自営	3%	2%	1%		非課税		2%		1%		非課税							
③	自営	2%	1%	0.5%		非課税		3%		2%		1%		非課税					
適用期間※1		55%		60%		70%		75%		80%		85%		電気自動車等※2					
①	自営	2%		1%		非課税		2%		1%		非課税							
②	自営	1%		0.5%		非課税		2%		1%		非課税							
③	自営	2%		1%		非課税		2%		1%		非課税							
※1		①据置期間		②据置終了後～2年目		③3年目													
自動車重量税		令和5年5月～12月		令和6年1月～令和7年4月		令和7年5月～令和8年4月													
自動車税・軽自動車税		令和5年4月～12月		令和6年1月～令和7年3月		令和7年4月～令和8年3月													
①について、クリーンディーゼル乗用車の令和4年度における取扱いも令和5年末まで据え置き。 (エコカー減税(令和2年度燃費基準達成:免税)、 環境性能割(令和2年度燃費基準達成・令和12年度燃費基準60%達成～:非課税))																			
※2 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車																			
※3 初回継続検査についても免税。																			

エコカー減税（自動車重量税）の概要

〔適用期間〕・令和5年5月1日～令和8年4月30日

〔適用内容〕・減税対象車両について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)

・継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車両について本則税率を適用。

1, 乗用車

①適用期間: 令和5年5月1日～令和5年12月31日 (令和4年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き)

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 	燃費性能	重量税	新車新規検査	免税※1			
				排出ガス性能	令和12年度燃費基準※2		
				60%	75%	90%	120%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4

②適用期間: 令和6年1月1日～令和7年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 	燃費性能	重量税	新車新規検査	免税※1			
				排出ガス性能	令和12年度燃費基準※2		
				70%	80%	90%	120%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制適合※6						

③適用期間: 令和7年5月1日～令和8年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車 	燃費性能	重量税	新車新規検査	免税※1				
				排出ガス性能	令和12年度燃費基準※2			
				75%	80%	90%	達成	125%
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※7	重量税	新車新規検査	軽減なし・ 本則税率 ※9	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制適合※8							

※1 新車新規登録時に免税を受けた電気自動車等については、初回継続検査時等も免税。

(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※2 乗用車のうち、ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減税対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

※3 新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%達成車両については、初回継続検査時等も免税。

(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※4 初回継続検査時等も免税。(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※5 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、令和2年度燃費基準達成車両(WLTC燃費値を持たないものに限る。)

又は平成22年度燃費基準150%達成車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)は本則税率を適用。

※6 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準達成車両(WLTC燃費値を持たないものに限る。)は本則税率を適用。

※7 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、

令和2年度燃費基準109%達成車両(WLTC燃費値を持たないものに限る。)

又は平成22年度燃費基準162%達成車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)は本則税率を適用。

※8 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準109%達成車両(WLTC燃費値を持たないものに限る。)は本則税率を適用。

※9 継続検査、中古車の新車新規登録等を行う場合についても本則税率を適用。

[Red box]

				105%	115%	120%	125%

				90%	95%		105%

				105%	110%	115%	
	%						

				90%	95%		
	%						

ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車税）

ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る自動車税(環境性能割)の特例措置を延長する。

施策の背景

- 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現のため、令和3年度に改正されたバリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の導入目標の達成等に向け、**バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある**。
- また、**空港アクセスバス、観光バス等のリフト付きバリアフリー車両**については、通常車両価格より高額であること等によりその普及が低調な状況になっているため、**障害当事者団体及び業界の要望等**により、さらなる普及促進が求められている。
- このようなことから、**バリアフリー車両に係る特例措置を延長**することによって、バリアフリー化を強力に促進する。

施策の目標

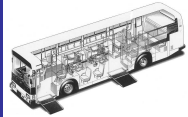




バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標及びバリアフリー化の状況

バリアフリー車両の種類	乗合バス(路線バス・空港アクセスバス等)			貸切バス(観光バス等)	タクシー	
	ノンステップバス	リフト付きバス	空港アクセスバス	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)含む)	UDタクシー
目標 (令和3～7年度)	約80%	約25%	平均利用者数2000人/日以上航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。	約2100台	約90,000台	各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする。
実績(令和2年度)	63.8%	5.8%	—	1,975台	41,464台(25,878台)	—

要望の結果

○ 要望結果：バリアフリー車両に係る特例措置を延長する。

○ 要望期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

措置対象 税目	ノンステップバス (構造・設備基準に適合した車両)	リフト付きバス(乗車定員30人以上) (構造・設備基準に適合した車両)		リフト付きバス(乗車定員30人未満) (構造・設備基準に適合した車両)	ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー) (バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両)
					
自動車税 (環境性能割)	取得価額から 1,000万円を控除	取得価額から 800万円を控除	取得価額から 650万円を控除	取得価額から 200万円を控除	取得価額から 100万円を控除
要望内容	延長	延長	延長	延長	延長

都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車税)

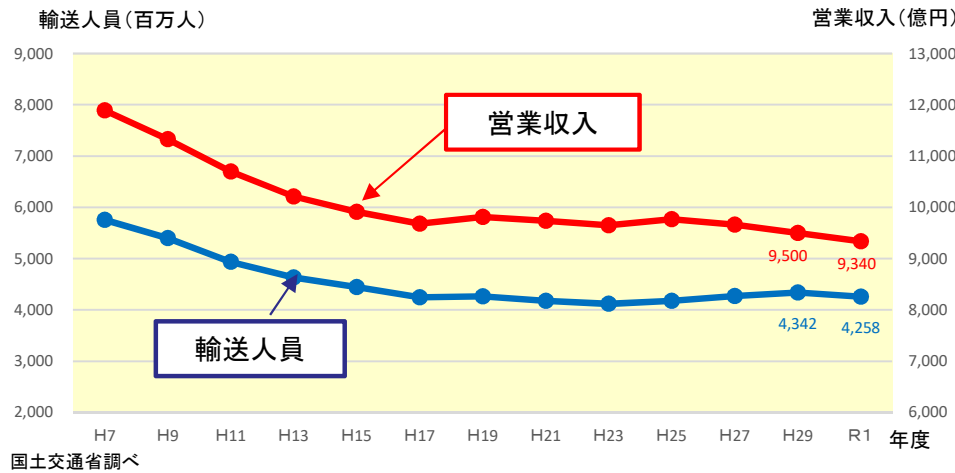
都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税(環境性能割)の非課税措置を延長する。

施策の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少等により、バス事業の輸送人員や営業収入が低迷する中で、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の生活交通路線を維持するとともに、高齢者や障害者を含め、誰でも利用しやすく、環境にやさしい公共交通を実現するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が必要である。

輸送人員等の推移

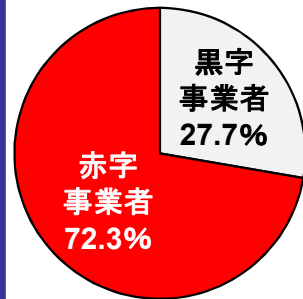
輸送人員及び営業収入は低迷している。



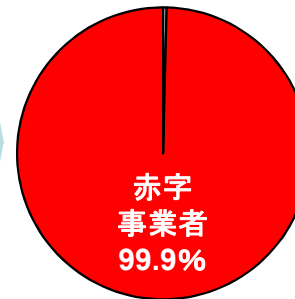
事業者の収支状況

乗合バス事業者のうち、令和元年度末時点で**7割強**、令和2年度末時点で**9割9分**が**赤字**事業者となっている。

<令和元年度末時点>



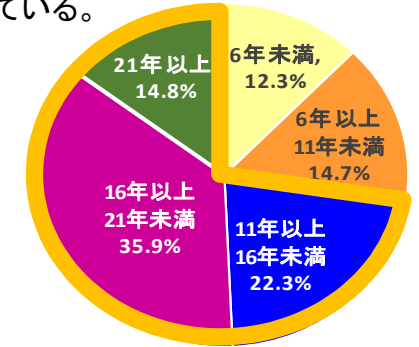
<令和2年度末時点>



国土交通省調べ

乗合バス車両の車齢の分布

乗合バス車両の車齢の分布をみると、**7割強**が**11年を超える**車両となっている。



※過去12年間に運賃改定を実施した37事業者6,809両の集計

要望の結果

特例措置の内容

都道府県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車税(環境性能割)を非課税とする。

要望

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長 (自動車重量税・自動車税)

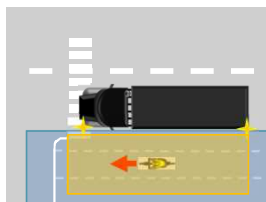
- ・側方衝突警報装置を搭載したトラックについて、自動車税(環境性能割)の特例措置を延長する。
- ・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を搭載したトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置を拡充する。

施策の背景

- 「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月)において令和7年までに死者数を2,000人以下とする政府目標が掲げられている中、令和3年の交通事故死者数は2,636人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。
- ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスにおける基準化・義務化を進めているが、先進安全技術を有する装置の価格が高く、事業者の負担が大きいため、義務化までの間、税制特例を講ずることにより、当該装置を搭載した車両の早期普及を促進する必要がある。

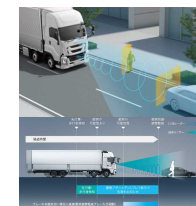
①側方衝突警報装置 (BSIS)

死亡事故	1,190件
うち左折時	129件
低減効果※	10.8%



②衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) (AEBS)

死亡事故	1,190件
うち対歩行者	414件
低減効果※	34.8%



※平成28年～令和2年の大・中型トラックの死亡事故のうち、各装置により防ぎうる類型の事故の件数から試算した。

要望の結果

- ①自動車税(環境性能割)に係る現行の措置をBSISの義務付けまで、13カ月間延長する。(令和5年4月1日～令和6年4月30日)
- ②対象装置に衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を追加し、自動車重量税及び自動車税(環境性能割)に係る特例措置を講じる。

自動車重量税: 令和5年5月1日～令和8年4月30日
自動車税(環境性能割): 令和5年4月1日～令和7年3月31日

対象車両	対象装置	国税:自動車重量税 軽減額	地方税:自動車税(環境性能割) 取得価格からの控除額
車両総重量8t超のトラック	BSIS(※1)又はAEBS	25%軽減	175万円控除
	上記2装置装着(※1)	50%軽減	350万円控除
車両総重量3.5t超8t以下のトラック(※2)	AEBS	25%軽減	175万円控除
バス(※2)			

※トラックにはトラクタを含む

(※1)
BSIS又は2装置装着の場合の特例は、BSISの義務化(令和6年4月30日)まで適用可能

(※2)
車両総重量3.5t超8t以下のトラック及びバスに対するBSISの義務化は予定していない